

平成 29 年度 第 1 回

高知市障害者計画等推進協議会 資料

日時：平成 29 年 6 月 6 日（火）18：30－20：30

場所：総合あんしんセンター 3 階 大会議室

目次

| | |
|--------------------|----------|
| 高知市障害者計画等推進協議会委員名簿 | ・・・ P. 1 |
| 高知市障害者計画等推進協議会条例 | ・・・ P. 2 |
| 計画推進のための重点施策 | ・・・ P. 4 |

<議題1>

| | |
|-----------------------------|----------|
| (1) 現計画の追記事項について | ・・・ P. 5 |
| (2) 現計画の取り組み状況(重点施策の実績と課題等) | ・・・ P. 8 |

<議題2>

| | |
|--------------------------|-----------|
| (1) 第5期障害福祉計画に係る基本指針について | ・・・ P. 9 |
| (2) 次期計画の方向性 | ・・・ P. 10 |

【資料】

- 資料1 現計画の取り組み状況(重点施策の実績と課題等)
- 資料2 第5期障害福祉計画に係る基本指針について
- 資料3 高知市障害者計画・障害福祉計画(平成27~29年度)総括一覧
- 資料4 障害者(身体・知的)を対象とするアンケート調査
- 資料5 障害児を対象とするアンケート調査

高知市障害者計画等推進協議会 委員名簿

委嘱期間:平成 28 年4月1日～平成 31 年3月 31 日

| | 氏名 | 所属・役職等 |
|----|--------|---------------------------------|
| 1 | 小嶋 友乃 | 公募委員 |
| 2 | 川村 郁子 | 高知県立療育福祉センター発達支援部部長 |
| 3 | 瀧谷 文香 | NPO 法人ブルースター就労サポートセンターかみまち所長 |
| 4 | 下田 和正 | 公募委員 |
| 5 | 鈴木 孝典 | 高知県公立大学法人高知県立大学社会福祉学部准教授 |
| 6 | 曾根 美智子 | (社福)高知市社会福祉協議会共に生きる課課長補佐 |
| 7 | 高橋 博規 | 公募委員 |
| 8 | 竹岡 京子 | 高知市手をつなぐ育成会副会長 |
| 9 | 竹島 和賀子 | NPO 法人高知県難病団体連絡協議会理事長 |
| 10 | 中屋 圭二 | NPO 法人高知市身体障害者連合会会长 |
| 11 | 久武 稔幸 | (社福)ファミーユ高知 高知ハビリテーリングセンター主任 |
| 12 | 松尾 美絵 | 高知市精神障害者家族会連合会会长 |
| 13 | 松本 郁夫 | (社福)太陽福祉会高知障害者就業・生活支援センターシャイン所長 |
| 14 | 矢野川 祥典 | 高知大学教育学部附属特別支援学校教諭 進路担当 |
| 15 | 山本 博之 | (社福)昭和会福祉牧場おおなろ園施設長 |
| 16 | 横田 彰 | 高知市民生委員児童委員協議会連合会五台山地区会長 |

●高知市障害者計画等推進協議会条例

(平成27年4月1日条例第51号)

(設置)

第1条 高知市障害者計画（以下「障害者計画」という。）及び高知市障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）の策定及び推進等に当たり、広範な市民の意見を反映するため、高知市障害者計画等推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者計画及び障害福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害者計画及び障害福祉計画に基づく諸施策の進捗状況に関すること。
- (3) 障害者計画及び障害福祉計画の推進の方策に関すること。
- (4) 障害者計画及び障害福祉計画の見直しに関すること。
- (5) 障害者計画と障害福祉計画との調和に関すること。
- (6) その他障害者計画及び障害福祉計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員20人以内で組織する。

- (1) 障害のある者の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 保健、医療及び福祉関係団体の代表者
- (4) 市民
- (5) 教育、就労及び雇用関係団体の代表者
- (6) 高知市自立支援協議会の代表者
- (7) その他市長が特に必要と認める者

2 前項第4号の委員は、公募によるものとし、その選考に当たっては、高知市障害者計画等推進協議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）において審査する。

3 委員の公募の実施並びに選考委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第7条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門部会)

第9条 協議会の所掌事項について専門的に協議する必要があるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において置かれていた高知市障害者計画等推進協議会（高知市障害者計画等推進協議会設置要綱（平成14年5月9日制定）の規定に基づき組織されたものをいう。以下「旧協議会」という。）は、協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に旧協議会の委員として市長から委嘱されている者及び旧協議会の会長又は副会長に選任されている者は、施行日において協議会の委員に委嘱され、又は会長若しくは副会長に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、旧協議会の委員並びに会長及び副会長としての残任期間に相当する期間とする。

● 計画推進のための重点施策

基本理念

障害の有無にかかわらず、市民一人ひとりが互いに支え
合い、いきいきと輝いて暮らせるまちづくり

生活支援の充実

～住み慣れた地域で人とのつながりを大切にして暮らせるために～

1 相談・ケアマネジメント体制の充実

2 生活支援サービスの充実

多様な雇用と就労の促進

～自己の能力を最大限に發揮し、自立した生活をめざすために～

3 適性に応じた就労の支援

療育・保育・教育における支援体制の充実

～生涯を通して切れ目ない支援を受け、健やかに成長・発達するために～

4 地域連携体制の充実

5 保育・教育における集団生活のなかでの一人ひとりの発達に応じた支援の充実

<議題1>

(1) 現計画の追記事項について



【精神科病院からの退院に向けた支援】

現状と課題

平成 26 年度に高知県が精神科病院を対象に実施した「退院可能精神障害者の状況調査」によると、精神科病院で入院を継続している人の中に、通院治療が可能な人が一定の人数いることが分かりました。入院を継続している理由は、長年の入院生活で地域生活に不安がある、住むところがない等さまざまであると考えられます。このような精神障害者も入院ではなく、その人らしく生きることができるよう、退院を支援していくことを検討しています。

そのために、精神科病院と保健所、福祉関係部署や同じ障害のあるピアセンター等とが連携して、一人ひとりの希望をかなえる支援をしていく体制を整備することが求められています。

平成 26 年4月「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の一部が改正され、精神科病院に「退院後生活環境相談員」の配置が義務づけられました。また、入院中から地域援助事業者と連携することも盛り込まれています。これらのことを行有効に活用する必要があります。

今後の方針性

○ 入院中の精神障害者の地域生活への移行促進

通院治療が可能だが入院を継続している精神障害者が、退院して地域で生活を送るためににはどのような支援が必要かを関係者(保健所、福祉関係部署、退院後生活環境相談員、生活支援事業所等)で協議する場として、地域移行推進連携会議(仮)の設置を検討します。協議に基づき連携して取り組むことによって、精神科病院から地域生活に移行する人の増加をめざします。

事業等

- ・ 精神保健福祉相談(健康増進課)
- ・ 指定一般相談支援事業: 地域移行支援・地域定着支援(障がい福祉課)
- ・ 精神障害者地域移行促進事業(健康増進課)

(巡回支援専門員整備)

○事業の内容等

発達障害に関する知識を有する専門員(子ども発達支援員)が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、支援を担当する職員や障害のある子どもの保護者に対し、早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。

○見込量(年間実利用者数、年間実施回数)

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|------------|--------|--------|--------|
| 年間実利用者数(人) | 1,800人 | 2,000人 | 2,200人 |
| 年間実施回数(回) | 450回 | 500回 | 550回 |

○見込み量の考え方及び確保の方策等

早期発見・早期療育支援体制が一定整備されたことで、保護者や保育所等からの相談件数が増加している。

就学前の相談支援が8割を占めており、今後は、教育・就労相談にも対応できる職種の配置を検討している。関係部署との連携のもと、今後更に相談支援の幅が拡充していくものと考える。

また、早期発見から専門機関にかかるまでの待機期間が長いため、地域支援の充実が求められる。

(相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制確保)

○事業の内容等

相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制を確保するため、必置職員以外の職員を配置するために必要となる賃金や諸経費等について助成する事業であり、本市では一般相談支援事業所に個別給付が軌道にのるまでの期間限定で委託する。

○見込量(委託か所数)

| 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|------|------|---------|
| 無 | 無 | 1か所(予定) |

○見込み量の考え方及び確保の方策等

平成29年度を初年度に開始する。

事業所に地域移行専任相談員を配置する事で、ピアソーターと協働して院内説明会や個別支援を行い、地域移行の個別給付実績の増加をめざす。

(スポーツレクリエーション教室開催事業等)

○事業の内容等

障害がある人の体力の向上、交流及び障害者スポーツの普及を行う。

○見込量(年間延利用者数)

| 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|--------|--------|--------|
| 1,000人 | 1,000人 | 1,000人 |

○見込み量の考え方及び確保の方策等

年毎に延利用者数に変動があるため、平成24年度及び平成25年度の平均値で見込む。関係機関と協議を行なながら、事業を実施する。

(文化芸術活動振興事業)

(2) 現計画の取り組み状況 (重点施策の実績と課題等)

資料 1 参照

<議題2>

**(1) 第5期障害福祉計画に
係る基本指針について**

資料2 参照

(2) 次期計画の方向性

〈次期計画の施策体系(案)〉

第5章 計画の概要

| 障害の有無にかかわらず、市民一人ひとりが互いに支え合い、いきいきと輝いて暮らせるまちづくり | | <基本理念> | <施策区分> | <施策> |
|---|--|--------|---|--|
| フレイフスタイルに沿った夢や希望の実現 | | | 1 保健・医療の充実 ～健やかで活力ある生活を送るために～ | 1-1 生活習慣病の予防 1-2 保健・医療・福祉の連携 -運病患者への相談支援体制の充実 -重度の障害のある子どもへの支援体制づくり -障害のある人や子どもの歯科保健の推進 |
| | | | 2 生活支援の充実 ～住み慣れた地域で人とのつながりを大切にして暮らせるために～ | 2-1 新たな相談支援体制の構築 2-2 生活支援サービスの充実 2-3 社会参加・いきがいづくりの促進 2-4 権利擁護の推進 2-5 施設入所者の生活の質の向上 |
| | | | 3 多様な雇用と就労の促進 ～自己の能力を最大限に發揮し、自立した生活をめざすために～ | 3-1 適性に応じた就労と職場定着への支援 3-2 障害者の就労に関する事業所の理解の促進 |
| | | | 4 療育・保育・教育における支援体制の充実 ～生涯を通して切れ目ない支援を受け、健やかに成長・発達するために～ | 4-1 地域連携体制の充実 -早期発見・早期療育システムの充実 -サポートファイルを効果的に活かした関係機関との連携 4-2 保育・教育における集団生活のなかでの入り込みの発達に応じた支援の充実 -就学前の支援の充実 -学校教育の支援の充実(特別支援教育の充実) -放課後・長期間休業への支援の充実 -卒業後に向けた支援の強化 |
| | | | 5 家族支援の充実 ～家族が障害のある人・子どもとともに地域で安心して暮らせるために～ | 2-1(再掲) 新たな相談支援体制の構築 2-2(再掲) 生活支援サービスの充実 2-3(再掲) 社会参加・いきがいづくりの促進 4-1(再掲) 地域連携体制の充実 |
| | | | 6 共生のまちづくり ～互いに理解しあって大切に思えるまちをめざすために～ | 6-1 障害の正しい理解と偏見・差別の解消 6-2 精神障害のある人の回復過程(リカバリー)への支援 6-3 成人の発達障害のある人への理解と支援促進 |
| | | | 7 生活・社会環境の充実と安心安全のしくみづくり ～誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるために～ | 7-1 住居、交通、まちづくり、情報に関するバリアフリーの推進 -住居、交通、まちづくり -情報 7-2 災害時の支援体制の構築 |

資料2 「第5期障害福祉計画に係る基本指針について」 P.4~5参照

見直しの主なポイント

- ① 地域における生活の維持及び継続の推進
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 就労定着に向けた支援
- ④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑥ 発達障害者支援の一層の充実

変更①

【文言の変更】:

- ・「難病患者への相談支援体制の強化」
→
・「難病患者への相談支援体制の充実」

【施策項目の削除(⑥⑦へ移行)】:

- ・「精神科病院からの退院に向けた支援」 ⇒⑥
- ・「成人の発達障害のある人への支援体制づくり」 ⇒⑦

見直しの主なポイント②に対応

見直しの主なポイント⑥に対応

変更②

【文言の変更】:

- ・「相談・ケアマネジメント体制の充実」
→
・「新たな相談支援体制の構築」

見直しの主なポイント①に対応

変更③

【文言の変更】:

- ・「適性に応じた就労の支援」
→
・「適性に応じた就労と職場定着への支援」

見直しの主なポイント③に対応

変更④

【重点施策の変更】:

- ・「地域連携体制の充実」を「重点施策」から
「その他施策」へ変更

変更⑤

【文言の変更】:

- ・「障害の正しい理解と偏見・差別の解消
～ともに理解し、一人ひとりが互いに
支えあうまちをめざすために～」
→
・「共生のまちづくり
～互いに理解しあって大切に思える
まちをめざすために～」

見直しの主なポイント⑤に対応

変更⑥

【施策項目の新設】

施策区分の文言の変更に伴う新たな施策の新設:

- ・「精神障害のある人の回復過程(リカバリー)への支援」

見直しの主なポイント②に対応

変更⑦

【施策項目の新設】

施策区分の文言の変更に伴う新たな施策の新設:

- ・「成人の発達障害のある人への理解と支援促進」

見直しの主なポイント⑥に対応

